

## 就農支援資金制度（継続）

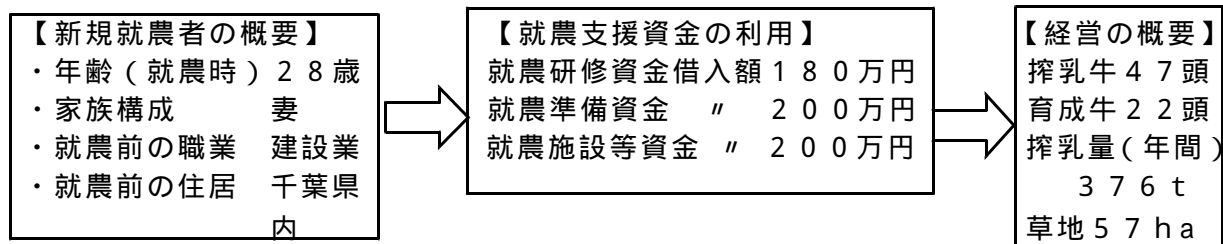
【平成19年度概算決定額：1,999,993（3,023,812）千円】

### 対策のポイント

新たに就農しようとする青年等に対し、就農に必要な資金を長期・無利子で貸付けることにより、新規就農者の育成・確保に努めます。

#### （新規就農した事例）

北海道で酪農を始めようと考えていたが、自己資金に乏しかったため、町の紹介で就農支援資金を借受け、牧場にて妻とともに2年半の研修を受けた後、公社営農場リース事業を活用して就農しました。



### 政策目標

#### 【新規就農者の育成・確保】

新規就農者数（39歳以下）毎年、おおむね1万2千人程度を確保

#### < 内容 >

##### 1. 就農支援資金貸付金

新たに就農しようとする青年等に対し、農業大学校や先進農家等において農業の技術又は経営方法等を修得するために必要な資金（就農研修資金）、住居の移転等就農準備に必要な資金（就農準備資金）及び農業経営を開始に必要な機械・施設の購入資金（就農施設等資金）を長期間（原則12年以内）、無利子にて貸付けることにより、就農の促進を図ります。

【就農支援資金政府貸付金 1,989,787（3,012,605）千円】

【貸付主体：都道府県青年農業者等育成センター

農協・銀行等の金融機関（就農施設等資金のみ）】

##### 2. 就農支援資金制度運営推進委託費

就農支援資金制度の円滑な運営を行うため、資金データの管理、運営に係わる帳票の作成、資金借受け者の就農状況等追跡調査及び利用促進活動を実施します。

【就農支援資金制度運営推進委託費 10,206（11,207）千円】

【委託先：民間団体】

【事業実施期間：平成8年度から平成21年度】

〔担当課：経営局普及・女性課（03-3501-3769（直））〕